

説明会の開催について

消費税軽減税率制度説明会を開催します

事業者のみなさん!

軽減税率制度がスタートしました!

申告書作成の準備はOKですか?

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。

帳簿や書類をきちんと記載し、正しい申告をしましょう。

開催日	会場(所在地)	時間
令和元年10月25日(金)	さんくすホール (吹田市朝日町1-401)	① 午前11時～午前12時 ② 午後3時～午後4時
令和元年11月19日(火)	摂津市民文化ホール (摂津市香露園32-16)	午後3時10分～午後4時
令和元年11月26日(火)	千里市民センター 大ホール	
令和元年11月27日(水)	(吹田市津雲台1-2-1)	

○ どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数を超えた場合は、受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

○ なお、各税務署では、随時、軽減税率制度説明会を開催しています。
開催予定は、国税庁HPトップページのバナー

[消費税軽減税率制度](#)



問合せ先	吹田税務署	法人課税第一部門
	TEL 06 - 6330 - 3911 (内線 272)	

をクリック

※ お電話いただく際は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

※ 軽減税率制度に関するお問い合わせは、「軽減コールセンター」
(TEL 0120-205-553) へどうぞ。

(平日9時～17時・なお、10月は土曜日も開設しています。)